

令和5年度 施策評価シート

基本目標		安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	450	65歳健康寿命をのばし、誰ひとり取り残さない「健康長寿日本一のまち」をつくる
施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する
施策の目標	健康危機管理体制が充実し、適切な情報の共有が行われることで、感染症や食品、医薬品、飲料水、化学物質、ペット等の動物に起因する健康被害にあうことなく、すべての区民が安全な生活環境で暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指 標 名	「身近なAED設置場所を知っている」区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	47.9%				60.0%					60.0%
実績	47.9%				39.5%					

指 標 名	帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合（対象20歳以上）									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	46.3%				80%					95.0%
実績	46.3%				48.4%					

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
感染症対策では結核のほか、新興・再興感染症への対策強化が求められている。特に、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが5類感染症となったものの、感染力や危険性が変わるものではないため、引き続き、感染拡大防止の対策が重要である。 食品営業施設では自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区民への積極的な食品に関する情報提供と意見交換を行っていく必要がある。また、大規模食中毒発生時への対応のための体制強化も必要である。	R2	1,070,556
	R3	981,110
	R4	1,349,394

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	全庁を挙げた対策により、施策の目標が一定程度達成されていると評価する。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
	(1) 優先的に資源投入を図る。
○	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。

【上記の判断理由】
感染症の発生予防には、事業の継続性とともに普及啓発が必要であるため、今後も持続的・計画的な施策推進が必要である。健康危機管理体制の強化のためには、一定レベルの監視指導と普及啓発の継続、危機事象発生時の初動が重要となることから、今後も計画的な施策推進が必要である。
【今後の具体的な方針】
感染症の発生とまん延防止、食品、医薬品、飲料水、化学物質等による健康被害の発生防止のため、重点監視の推進と区民への普及啓発を図る。さらに、既存事業の継続的な事業展開とともに、新型コロナウイルス感染症対応については、5類感染症への位置付けの見直し後も、区民からの各種相談へのきめ細やかな対応を継続していかなければならない。

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	目的に対する指標	直近の評価内容
					年度目標値	評価結果
					年度実績値	評価対象年度
1	予防接種	1,296,184	13,131	1,309,315	95	現状維持
					89.4	令和4年度
2	新型インフルエンザ対策事業	2,381	4,089	6,470	2	現状維持
					0	令和4年度
3	結核健康診断	5,924	9,860	15,784	18	現状維持
					未確定	令和4年度
4	肝炎ウイルス検診	5,142	3,294	8,436	600	現状維持
					663	令和4年度
5	災害医療体制の構築経費	2,631	5,725	8,356	200	改善・見直し
					103	令和4年度
6	食品衛生監視	8,672	112,870	121,542	0	現状維持
					0	令和4年度
7	環境衛生監視	1,044	29,444	30,488	0	現状維持
					0	令和4年度
8	動物の愛護と管理	3,076	13,904	16,980	0	現状維持
					0	令和4年度
9	エイズ対策	572	6,566	7,138	185	現状維持
					112	令和4年度
10	薬事監視 薬事検査事業	1,056	12,268	13,324	0	現状維持
					0	令和4年度
11	家庭用品監視	352	2,454	2,806	0	現状維持
					0	令和4年度
12	除細動器(AED)管理費	6,749	1,636	8,385	119	改善・見直し
					125	令和4年度
13	環境保健事業	3,432	8,997	12,429	50	現状維持
					14	令和4年度
14	公衆浴場衛生設備助成	4,900	818	5,718	20	現状維持
					18	令和4年度
15	ねずみ昆虫駆除対策	6,044	3,272	9,316	0	現状維持
					0	令和4年度
16	食品衛生自主管理推進事業	1,235	1,636	2,871	0	現状維持
					0	令和4年度

令和5年度 事務事業評価シート

施策	策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位		
事業名			予防接種					1	
目的			予防接種法に基づく定期予防接種等を実施することにより、感染症の発生を予防し、かかった場合も重症化しにくくする効果が期待できるとともに、まん延を防止する(集団免疫)という社会的な意義を持ち、感染症予防対策に大きく寄与する。					主管課・係(担当)	
								保健予防課感染症係	
								03-5608-6191	
対象者			区民						
根拠法令			予防接種法						
関連計画			すみだ健康づくり総合計画						
実施基準			法令基準	実施方法	全部委託	人員体制・委託先			
事業内容			1 定期予防接種の実施 (1)小児定期予防接種 ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・ロタ・ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・BCG・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス (2)高齢者定期予防接種 高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ 2 任意予防接種の公費負担等 風しん抗体検査・予防接種(対象:妊娠を希望する女性及びその同居者)、带状疱疹任意予防接種、骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者の予防接種再接種費用助成						
経過			開始年度	平成23年度以前			終了予定		
			平成24年9月:生ポリオワクチン集団接種に代わり不活化ポリオワクチンの個別接種の開始 平成24年11月:四種混合ワクチンの導入、個別接種の開始 平成24年3月:風しんの流行に伴い大人に対して風しん予防接種の費用助成を実施 平成25年4月:ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンが定期接種化 平成25年6月:厚生労働省からの通知に基づき子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を差し控える 平成25年9月:乳児健診時に集団接種で実施していたBCGの一部医療機関委託(個別接種)を開始 平成26年4月:BCGの集団接種を廃止、全面医療機関委託(個別接種)となる 平成26年10月:水痘ワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンが定期接種化 平成28年10月:B型肝炎ワクチンが定期接種化 平成31年2月:大人の風しんが定期接種化(風しん抗体検査及び風しんの定期接種。2025年3月まで期間延長) 令和2年10月:ロタワクチン定期接種化 令和4年4月:子宮頸がん予防ワクチン定期接種の積極的勧奨を再開 令和5年4月:子宮頸がん予防ワクチン9価ワクチンの定期接種化						
議会質問の状況			令和5年度の予算特別委員会及び区民福祉委員会で、小児インフルエンザ及びおたふくかぜワクチン(いずれも任意接種)の費用助成についての議論あり。						
その他特記事項									

予算・決算額推移(単位:千円)		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額(事業費)		915,353	912,150	1,065,500	989,617	1,296,184	1,134,124
A.決算額(令和5年度は見込み)		863,762	864,799	1,017,133	929,301	1,296,184	1,134,124
財源	国	14,603	18,159	15,498	27,389	20,063	21,437
	都	8,094	8,527	9,679	7,385	14,505	29,711
	その他	33,822	48,517	61,907	44,001	67,379	53,874
一般財源		807,243	789,596	930,049	850,526	1,194,237	1,029,102
執行率(%)		94.4%	94.8%	95.5%	93.9%	100.0%	100.0%
B.人コスト			13981	13,276	13,194	13,131	
総事業決算額(A+B)		863,762	878,780	1,030,409	942,495	1,309,315	
予算書P(令和5年度)		P185-6		執行実績報告書P(令和4年度)		P123-6	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和３年度（決算）			令和４年度（決算）			令和５年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬		2,033	報酬		2,360	報酬		2,707
職員手当等		407	職員手当等		421	職員手当等		441
需用費		869	需用費		767	需用費		962
役務費		11,946	役務費		11,624	役務費		15,760
委託料		899,635	委託料		981,311	委託料		1,095,991
使用料及び賃借料		961	使用料及び賃借料		961	使用料及び賃借料		961
負担金補助及び交付金		13,453	負担金補助及び交付金		12,921	負担金補助及び交付金		17,302

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	2歳未満児の予防接種ナビ登録率				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		63	令和7年度	目標		55	56	57
				実績	54	53.7	50.6	51.3
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	58	59	60	61	62	63
		実績	50.2	49.8	44.4			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	予防接種スケジュール管理システム「予防接種ナビ」の活用を促進し、登録者を増やすことで定期予防接種の接種率向上に繋げるため。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	BCG接種率				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		95	令和7年度	目標	95	95	95	95
				実績	97.7	97.7	97.7	95.1
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	95	95	95	95	95	95
		実績	99.7	95	89.7			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	すみだ健康づくり総合計画における目標値(95%以上)を目標とした。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	定期接種については、予防接種法第5条により区が実施主体となることが義務付けられている。接種率の向上により、感染症の発生及びまん延を防止に寄与すると考えられるので、引き続き定期接種の勧奨及び任意接種の事業周知並びに予防接種ナビの活用を勧めていく。

課題・問題点
○ 現在任意接種の定期接種化に向けた検討が国で行われており、今後も増えることが見込まれる。定期接種化される予防接種が増えることになれば、これに伴う事務量の増加と予算の増額が見込まれる。 ○ 予防接種ナビの登録率が減少傾向であるため、啓発活動を行っていく必要がある。

施 策	策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事 業 名	新型インフルエンザ対策事業						2
目 的	病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、感染防護具や医薬品等の備蓄及び訓練等を実施する。						主管課・係（担当）
							保健予防課感染症係
							03-5608-6191
対 象 者	新型インフルエンザ患者及び患者家族や接触者、感染の疑いがある方						
根 拠 法 令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律						
関 連 計 画	墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画						
実 施 基 準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤4		
事 業 内 容	病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、消耗品等の備蓄体制の確保や講演会、訓練、普及啓発など、これまでの取組を活かしつつ一層の充実を図る。						
経 過	開始年度	平成21年			終了予定		
	・防護服等の備蓄サイクルの構築（平成24年度） ・墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年9月策定） ・墨田区新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会運営要綱（平成28年4月制定） ・新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会開催（平成28年～）						
議 会 質 問 の 状 況	特になし						
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ・年二回の新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会の開催 ・年度末に防護服等の購入 ・国、都及び医療機関等連携した訓練を実施 新型コロナウイルス感染症流行の影響で令和元年度～令和3年度は防護具の購入ができなかった。また、令和元年度～令和4年度は検討部会も開催できていない。						

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		3,251	1,350	3,954	3,716	3,546	3,836
A.決算額（令和5年度は見込み）		1,967	239	561	398	2,381	3,821
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		1,967	239	561	398	2,381	3,821
執行率（％）		60.5%	17.7%	14.2%	10.7%	67.1%	99.6%
B.人コスト			8,738	4,411	4,398	4,089	
総事業決算額（A+B）		1,967	8,977	4,972	4,796	6,470	
予算書P（令和5年度）		P185-7		執行実績報告書P（令和4年度）		P123-7	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和３年度（決算）			令和４年度（決算）			令和５年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	感染症審査協議会 委員報酬	0	報酬	感染症審査協議会 委員報酬	0	報酬	感染症審査協議会 委員報酬	56
報償費	地域医療体制検討 部会報償金等	0	報償費	地域医療体制検討 部会報償金等	0	報償費	地域医療体制検討 部会報償金等	90
旅費	職員旅費	0	旅費	職員旅費	0	旅費	職員旅費	1
需用費	感染防護具等購入	66	需用費	感染防護具等購入	2,061	需用費	感染防護具等購入	3,172
役務費	感染防護具廃棄運搬	17	役務費	感染防護具廃棄運搬	33	役務費	感染防護具廃棄運搬	33
委託料	予防接種委託等	315	委託料	予防接種委託等	287	委託料	予防接種委託等	464
扶助費	入院患者公費負担 医療費	0	扶助費	入院患者公費負担医療費	0	扶助費	入院患者公費負担医療費	20

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	新型インフルエンザ等対策訓練の実施				単 位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		3	R7	目標	2	2	2	2
				実績	2	2	2	1
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2	2	2	2	2	2
		実績	0	0	0			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	新型インフルエンザ等への対策訓練を継続的に実施し、感染症予防対策を図る。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会の開催				単 位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		2	R7	目標	1	2	2	2
				実績	1	1	1	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2	2	2	2	2	2
		実績	0	0	0			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	新型インフルエンザ等未発生期より地域の医療機関等と連携し、区の事情に応じた医療提供体制の整備を推進するため定期的に会議を開催する。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、継続して検討部会の開催及び対応訓練等を通じて医療機関との連携を深めることは重要である。今後とも、国や都の動向を踏まえ、体制の整備を行っていく。

課題・問題点
新型インフルエンザ発生時において区民の生命・健康を保護し、区民の生活・経済の安定が損なわれることのないよう、国の「新型インフルエンザ対策ガイドライン」で、市町村が緊急かつ可能な限り多くの住民にワクチンを接種することとされているが、本区では住民接種を円滑に行うための実施計画が未整備となっている。接種対象者の設定と必要なワクチン本数の試算、集団接種の考え方と接種会場と医師との確保について、検討し実施計画を策定する必要がある。また、予防計画の策定に係る検討部会の実施に当たり、内容等を検討する必要がある。

施策	策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事業名	結核健康診断						3
目的	結核健康診断は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を根拠とし、結核患者の家族や接触者、感染の疑いのある方に対し適切な健康診断を行うことで、結核感染者や結核患者を早期に発見し、結核のまん延を防止する。						主管課・係（担当）
							保健予防課感染症係
							03 - 5608 - 6191
対象者	結核患者の家族や接触者、感染の疑いのある方						
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律						
関連計画							
実施基準	法令基準	実施方法	全部委託	人員体制・委託先	常勤5・会計年度任用2・結核予防会総合健診推進センター等		
事業内容	結核患者の家族や接触者、感染の疑いのある方に対し適切な健康診断を行い、結核感染者や結核患者を早期に発見し、結核のまん延を防止する。 接触者検診、管理検診、日本語学校検診、住所不定者施設入所時検診等						
経過	開始年度	昭和26年			終了予定		
	(1) X線検査実施数 3年度:患者家族 27件、接触者 56件、管理検診 153件 4年度:患者家族 35件、接触者 69件、管理検診 151件						
	(2) IGRA検査実施数 3年度:患者家族 16件、接触者 19件 4年度:患者家族 25件、接触者 59件						
議会質問の状況	(3) 日本語学校実施件数 3年度:274件 4年度:545件						
	特になし						
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 適宜各健診を実施し、年間7校の日本語学校検診を実施。						

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		6,788	8,110	13,297	11,808	11,342	8,611
A.決算額（令和5年度は見込み）		4,916	5,081	6,825	4,929	5,924	8,611
財源	国	3,518	2,707	2,689	1,144	1,895	4,405
	都						
	その他						
一般財源		1,398	2,374	4,136	3,785	4,029	4,206
執行率（％）		72.4%	62.7%	51.3%	41.7%	52.2%	100.0%
B.人コスト			12,233	11,469	11,434	9,860	
総事業決算額（A+B）		4,916	17,314	18,294	16,363	15,784	
予算書P（令和5年度）		P184-3		執行実績報告書P（令和4年度）		P122-3	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和３年度（決算）			令和４年度（決算）			令和５年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報償費	医師等	334	報償費	医師等	334	報償費	医師等	432
需用費	物品購入	103	需用費	物品購入	25	需用費	物品購入	191
委託料	健診委託等	2,552	委託料	健診委託等	3,625	委託料	健診委託等	7,357
使用料及び賃借料	システム借上	1,940	使用料及び賃借料	システム借上	1,940	使用料及び賃借料	システム借上	631

事業成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	日本語学校結核検診				単 位	校
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		7	R7	目標	5	5	5	5
				実績	5	5	5	5
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	5	5	6	6	7	7
		実績	5	6	5			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	日本語学校の増加に伴い、結核罹患率の高い国から来日した外国人を対象に健診を実施することにより早期発見と早期治療を行うことで、感染の拡大を防止することができる。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	人口10万人当たりの結核罹患率				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		15以下	R7	目標	22	22	21	21
				実績	25	15	20	16
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	20	19	18	17	16	15
		実績	15	11	未確定			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	すみだ健康づくり総合計画における目標値(15以下)を目標とした。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	結核健康診断は地方自治法第2条第9項第1号に規定された法定受託事務であり、都道府県、保健所を設置する市または特別区が実施することとされている。よって、今後とも継続して事業を実施する。

課題・問題点
集団感染発生時等の所要経費(需用費・委託料)については、発生件数の予測が困難なため、予算に不足が生じる可能性がある。

施 策	策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事 業 名	肝炎ウイルス検診(保健予防課)						4
目 的	肝炎ウイルス検診に関する知識の普及と、区民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識できるよう検診を行い、疾病の早期発見や予防を図る。						主管課・係(担当)
							保健予防課・感染症係
							03-5608-6191
対 象 者	16歳以上の区民						
根 拠 法 令	感染症法健康増進法						
関 連 計 画							
実 施 基 準	法令基準	実施方法	全部委託	人員体制・委託先	常勤2・会計年度任用1・墨田区医師会		
事 業 内 容	健康増進法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、16歳以上の区民を対象に無料でB型及びC型肝炎ウイルス検査を実施している。また、検査結果が陽性と判定された者に対し医療機関への受診勧奨を行う等、陽性者のフォローアップを行っている。						
経 過	開始年度	平成14年度			終了予定		
	・国の肝炎総合対策の一環として、平成14年度から主に40歳以上の節目年齢の方を対象に事業を開始・平成18年度からは、16歳以上、40歳未満の受診希望者にも対象を拡大・平成20年度までは、両保健センターでも検診を実施していたが、平成21年度から墨田区医師会への委託によって、のみ実施することとし、現在に至る。・平成29年4月に、保健予防課及び両保健センターで担当していた検診受付を「すみだ けんしんダイヤル」へ集約						
議 会 質 問 の 状 況	特になし						
そ の 他 特 記 事 項							

予算・決算額推移(単位:千円)		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額(事業費)		14,886	15,387	12,873	8,221	8,176	8,175
A.決算額(令和5年度は見込み)		10,884	13,849	6,072	6,738	5,142	8,175
財 源	国	2,894	3,023	1,714	897	738	1,067
	都	5,982	6,504	4,021	5,127	2,505	4,667
	その他						
一般財源		2,008	4,322	337	714	1,899	2,441
執行率(%)		73.1%	90.0%	47.2%	82.0%	62.9%	100.0%
B.人コスト			1,748	1,764	1,759	3,294	
総事業決算額(A+B)		10,884	15,597	7,836	8,497	8,436	
予算書P(令和5年度)		P190-3		執行実績報告書P(令和4年度)		P129-3	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和３年度（決算）			令和４年度（決算）			令和５年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	用紙等購入費	0	需用費	用紙等購入費	0	需用費	用紙等購入費	37
役務費	検診受診票等送付	125	役務費	検診受診票等送付	104	役務費	検診受診票等送付	175
委託料	検査委託料	6,612	委託料	検査委託料	5,038	委託料	検査委託料	7,963

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	各種イベント等での検診の周知				単 位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		5	R7	目標		3	3	3
				実績		3	3	3
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	4	4	4	5	5	5
		実績	2	1	1			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区ホームページや広報誌等で肝炎ウイルス検診の周知を行っている。「すみだまつり」や「ピンクリボン・キャンペーン」等区が主催する各種イベントで、肝炎ウイルスの関する知識や肝炎ウイルス検診に関する周知を行い、検診受診者数の増加を図る。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	肝炎ウイルス検診受診者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		675	R7	目標		475	500	525
				実績	452	705	1584	911
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	550	585	600	625	650	675
		実績	817	916	663			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	肝炎ウイルス検診受診者数を増し、陽性者を早期発見・早期治療に繋げるため、平成29年度よりコールセンターでの受付を開始し、利便性の向上を図った。今後も事業のPRに努めることで、受診者の増加を図る。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	「すみだけんしんダイヤル」への受付の集約化や、特定健康診査等のお知らせに肝炎ウイルス検診の受診勧奨のチラシを同封したことにより、受診者数が増加した。今後も事業のPRに努める。

課題・問題点
ウイルス性肝炎の総合対策には、 肝炎ウイルス検査の受検促進 陽性者の精密検査受診勧奨 フォローアップが必要であることから、令和元年度より、肝炎検査陽性者に対し、個別に区のフォローアップを受けるよう電話で勧奨する取組を開始したが、希望者が少なく効果的な重症化予防ができていない。

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事 業 名	災害医療体制の構築経費					5
目 的	東京都は、平成23年3月に発生した東日本大震災での教訓を踏まえ、災害医療体制の構築に向けた方針を示している。これに合わせて、墨田区においても地域の事情に応じた災害医療体制を構築するために必要な取り組みを行う。					主管課・係（担当）
						保健計画課健康推進担当
						03-5608-1305
対 象 者	区民、区内医療関係者					
根 拠 法 令	災害対策基本法、災害救助法、墨田区地域防災基本条例、墨田区地域防災計画等					
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2名	
事 業 内 容	●災害対応訓練の実施 ・災害時に区民の生命を守るための医療救護活動を有効なものとするため、緊急医療救護所の設置を予定している病院7か所を対象とした災害対応訓練を順次実施する。 ●職員研修の実施 ・災害時に医療救護活動拠点として機能するとともに、効果的な保健医療活動が実施できるよう2回程度職員研修を行う。 ●緊急医療救護所に設置すべき資器材等の整備 ・災害時に、墨田区地域防災計画に基づいて行う医療救護活動に必要な、発災後3日分の医薬品を効率的に確保するとともに、緊急医療救護所の設置を予定している病院に必要な資器材等を整備する。 ●災害医療救護体制検討会の開催 ・墨田区における医療救護活動の実効性を高めるため、各関係機関との連携により開催する。 ・墨田区災害時医療救護活動マニュアルの改定及び墨田区災害時保健活動マニュアルの作成 ・訓練や検討会の議論を踏まえ、医療救護活動マニュアルを改定する。また、保健所として保健活動マニュアルを作成する。 ●災害時医療救護体制の周知 ・災害時に区民が生命を守ることができるよう、区の災害時保健医療体制に関する周知を行う。					
経 過	開始年度	平成25年度			終了予定	
	●平成25年度 ・墨田区における災害医療体制の本格的な見直し ・墨田区医師会等関係機関で構成される災害医療体制検討会の設置 ・人工呼吸器使用者個別支援計画の作成開始 ●平成27年度 ・墨田区災害時医療救護活動マニュアルの策定（改定） ●平成29年度～ ・墨田区医師会との連携により、緊急医療救護所設置訓練・運営訓練を順次実施 ●令和元年度～ ・職員災害対応研修の実施					
議 会 質 問 の 状 況	【令和3年11月区民福祉委員会】 トリアージ訓練、緊急医療救護所の医薬品等備蓄状況について ・大規模災害時の舟運活用について 【令和5年2月定例議会】 ・緊急医療救護所の軽症処置エリアとの距離について ・ヘリコプター緊急離着陸場からの搬送手段について ・病院施設の老朽化に伴う課題について					
そ の 他 特 記 事 項	・各区で緊急医療救護所設置が進み、東京都の広域的な訓練も令和6年度圏域で実施予定である。 ・墨田区医師会等各団体でも区と連携し、災害対応研修や災害医療救急委員会等の会議を実施している。 ・防災課等と連携し、各機関と協定締結や各種マニュアル作成を実施している。 ・「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日厚労省通知）により、保健・医療・福祉の総合調整を行うこととされた。					

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		3,756	4,940	7,046	5,624	3,808	4,700
A.決算額（令和5年度は見込み）		2,285	3,065	4,761	4,613	2,631	4,700
財源	国						
	都		36	777	777	777	985
	その他						
一般財源		2,285	3,029	3,984	3,836	1,854	3,715
執行率（％）		60.8%	62.0%	67.6%	82.0%	69.1%	100.0%
B.人コスト			5,329	5,906	6,157	5,725	
総事業決算額（A+B）		2,285	8,394	10,667	10,770	8,356	
予算書P（令和5年度）		P181-10		執行実績報告書P（令和4年度）		P119-11	

令和3年度（決算）								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報償費	災害時医療救護体制検討委員謝礼	171	報償費	災害時医療救護体制検討委員謝礼	207	報償費	災害時医療救護体制検討委員謝礼	282
需用費	医療資器材の購入等	3,015	旅費	災害対応訓練等	0	旅費	災害対応訓練等	25
役務費	後納郵便料金	6	需用費	医療資器材の購入等	853	需用費	医療資器材の購入等	1,549
委託料	医薬品管理委託料等	1,032	役務費	後納郵便料金	10	役務費	後納郵便料金	14
備品購入費	ノートパソコンの購入	385	委託料	医薬品管理委託料等	1,059	委託料	医薬品管理委託料等	1,140
負担金及び交付金	電波使用料	4	備品購入費	蓄電池の購入	498	備品購入費	蓄電池の購入	1,686
			負担金及び交付金	電波使用料	4	負担金及び交付金	電波使用料	4

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	緊急医療救護所設置訓練実施回数				単 位	
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		2	R7	目標	0	1	2	2
				実績	0	1	2	2
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2	2	2	2	2	2
		実績	0	1	2			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	各医療機関との連携により、区内7か所の緊急医療救護所立ち上げ訓練を定期的を実施することで、課題を共有・検証することができ、災害医療救護体制の構築につながるため。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	緊急医療救護所設置訓練参加者数				単 位	
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		200	R7	目標	0	100	200	200
				実績	0	18	164	494
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	200	200	200	200	200	200
		実績	0	47	103			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	参加者数を指標とすることにより区民や区内医療関係者の災害医療に対する意識を把握することができる。また、参加者が増加することにより、区の災害医療救護体制の認知度を高めることができる。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、訓練開催は見合わせた。令和3年度に緊急医療救護所設置訓練を再開。関係機関との連携は継続している。また、急性期以降の医療救護活動について体制整備を進めていく。

課題・問題点
・急性期以降及び風水害に備えた保健医療活動体制について、感染症拡大の視点も踏まえて具体的な検討を進める必要がある。 ・在宅人工呼吸器使用者等、医療ニーズの高い在宅療養者の支援体制について、災対救護部、災対要配慮者救護部と具体的な検討をする必要がある。 ・災害時医療救護活動体制について、防災課との連携が不可欠で共同開催が必要である。また、区民への周知も必要である。 ・災害医療体制の構築にあたっては、区内のみならず、東京都、区東部医療圏(江戸川区及び江東区)の関係機関とも連携していく必要がある。

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事 業 名	食品衛生監視					6
目 的	飲食に起因する衛生上の危害の発生が未然に防止されており、区民の食に対する安心感が醸成されている。					主管課・係（担当）
						生活衛生課・食品衛生係
						03-5608-6943
対 象 者	食品等事業者及び区内で飲食する区民・来街者					
根 拠 法 令	食品衛生法、東京都ふぐの取扱い規制条例、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品表示法、健康増進法、墨田区食品衛生監視指導計画					
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤15名、委託先：健康安全研究センター、食品技術研究所、アドバイザースタッフ研究会等	
事 業 内 容	食品等事業者（飲食店営業、食品製造業、食品販売業等）に対し、営業許可等の事務を行う。また、食品取扱上の衛生指導や、不良食品等の取締りを行い、食中毒発生を防止する。 食品表示に関する区内事業者や区民からの問い合わせに迅速・丁寧に対応する。					
経 過	開始年度	昭和50年度			終了予定	
	昭和50年度 東京都から区へ事務移管 平成3年度 食鳥検査法施行 平成16年度 墨田区食品衛生監視指導計画策定（毎年度更新） 平成27年度 食品表示法施行 平成30年度 「食品表示の相談と監視指導」事業と「食品衛生検査（保健予防）」事業が本事業に統合された。 令和3年度 改正食品衛生法の完全施行（営業許可制度の見直し、HACCPの制度化等）					
議 会 質 問 の 状 況	【令和3年3月区民福祉委員会】HACCPの周知について 【令和3年11月決算特別委員会】検査技術の継承について 【令和4年2月定例議会】検査業務の外部委託の見直しについて					
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 特別区では、夏期対策・歳末対策等の実施時期・内容について、東京都と足並みをそろえて実施する。					

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		14,036	17,344	11,743	11,140	11,477	12,646
A.決算額（令和5年度は見込み）		7,920	10,410	6,558	6,908	8,672	12,646
財源	国						
	都						
	その他	17,481	16,443	20,161	14,854	12,587	12,221
一般財源		-9,561	-6,033	-13,603	-7,946	-3,915	425
執行率（％）		56.4%	60.0%	55.8%	62.0%	75.6%	100.0%
B.人コスト			129,321	130,565	130,176	112,870	
総事業決算額（A+B）		7,920	139,731	137,123	137,084	121,542	
予算書P（令和5年度）		P194-1		執行実績報告書P（令和4年度）		P133-1,2	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和３年度（決算）			令和４年度（決算）			令和５年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報償費	講師謝礼	48	報償費	講師謝礼	289	報酬費	講師謝礼	169
需用費	監視用品、普及啓発チラシ印刷	1,731	需用費	監視用品、普及啓発チラシ印刷	2,167	需用費	監視用品、普及啓発チラシ印刷	2,250
委託料	検査委託	3,651	委託料	検査委託	4,698	委託料	検査委託	8,743

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	食品等事業者施設監視指導件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		3000	令和7年度	目標	8,000	7,000	6,500	6,500
				実績	6,620	5,880	5,916	5,753
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	6,500	5,000	5000	3000	3000	3000
		実績	3,757	2,691	2,881			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	活動指標として食品衛生監視員による施設監視件数が最適である。目標値は、区内の営業施設数と業種に応じた年間目標監視回数を乗じて設定した。なお、令和3年6月から新許可制度・届出制度が施行され、目標値を変更した。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	食中毒発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	4	4	4	6
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	5	2	0			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	本事業の目的から設定している。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は毎年0とする。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	法令等に基づく事業として健康被害防止対策は順調に進められており、令和4年度の区内の食中毒発生件数は、19年ぶりに0であった。引き続き、食肉の生又は加熱不十分な料理やアニサキスによる食中毒の危険性について普及啓発に取り組むほか、令和3年度から義務化となっているHACCPに沿った衛生管理の実施・定着に向け、事業者に対し監視指導を実施する。

課題・問題点
令和3年度の改正食品衛生法の完全施行を受け、食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理を定着させていくが、特に小規模事業者への助言・指導を進める必要がある。合わせて、新許可制度・届出制度について、事業者にも周知していく必要がある。検査業務については、令和4年度以降も効率化を進めるため委託を継続するが、研修の受講や実習を通じて職員の検査技術の維持・向上を図る。

補助金名称	食品衛生協会自治指導事業助成				主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区保健衛生事業補助金交付要綱				生活衛生課・食品衛生係	
補助概要	食品衛生関係法令等の対象となる営業者の組織する協会に対し、要綱に基づき防疫事業及び衛生教育事業等に対して補助金を交付している。				03-5608-6943	
目的	法令等の趣旨に基づく食品衛生の向上を目的として自主的保健衛生活動を助長し、もって区民生活の安全に寄与する。					
対象	墨田区食品衛生協会					
基準						
補助条件	補助対象事業 ・薬剤配布、検便の実施 ・食品衛生街頭相談の実施 ・食品衛生責任者実務講習会の実施 ・食品衛生優良施設表彰式の実施 ・墨田区食品衛生協会ホームページの管理 ・その他、防疫事業又は衛生教育事業等に係る経費					
経過	開始年度	平成16年度		終了予定		
	交付対象の団体は、平成15年度までは2団体で、平成16年度からは統合されて1団体となった。 平成16年度～平成19年度 640,000円 平成20年度～令和3年度 750,000円					
議会質問の状況	なし					
その他特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 令和5年度 16/22区で実施予定(同様の対象事業を委託している4区を含む)					

予算・決算額推移（千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額（事業費）		750	750	750	750	750	750
決算額（令和5年度は見込み）		750	750	750	750	750	750
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		750	750	750	750	750	750
執行率（％）		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

補 助 金 の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	食品衛生責任者実務講習会参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		460	令和7年度	目標	400	430	430	430
				実績	396	332	332	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	430	460	460	460	460	460
		実績	50	0	147			
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		営業施設の衛生責任者としての自覚を促すとともに、自主衛生管理の普及啓発を行うことが営業施設に起因する事故防止につながるため。目標値は、近年の参加者数を基準に設定した。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	食中毒発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	4	4	4	6
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	5	2	0			
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		本事業は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることが最大の目的である。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は0とする。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	墨田区食品衛生協会の自治指導員による、飲食店等のHACCP実施状況の確認などの活動は、健康づくり総合計画における「自主管理の推進」施策と直接結びついているので、今後も継続する。

課題・問題点
近年、新型コロナウイルス感染症の影響で、食品衛生責任者実務講習会は、中止又は参加人数を制限して計画・実施した。令和5年度は、新型コロナウイルス流行前の規模での開催を予定しており、新型コロナウイルス感染症の影響で受講できていない者を含め、受講対象者への周知を徹底し、積極的な受講を促す。

施 策	策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位	
事 業 名	環境衛生監視						7	
目 的	環境衛生関係施設において営業者が適正管理をすることにより、利用者の健康管理を未然に防止する。						主管課・係（担当）	
							生活衛生課・生活環境係	
							03-5608-6939	
対 象 者	環境衛生関係施設の営業者、従事者及び利用者							
根 拠 法 令	理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、興行場法、旅館業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、化製場等に関する法律、東京都動物質原料の運搬等に関する条例、墨田区プールに関する条例等							
関 連 計 画								
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤 9名・委託先：(株)江東微生物研究所			
事 業 内 容	環境衛生関係施設の許認可事務及びこれらの施設の衛生水準を確保するための監視指導を実施する。衛生水準の指標として、空気環境及び水質等の理化学検査を実施する。 また、施設の営業者に対する普及啓発を行い、衛生意識の向上を図る。							
経 過	開始年度	昭和50年度			終了予定			
	・昭和50年度 東京都から事務移管 ・平成12年度 法に基づく許可が区の自治事務へ ・平成12年度 特定建築物の対象が1万平方メートルまでに拡大 ・平成24年度 東京都から営業施設の構造設備基準等に関する条例制定の権限移譲 ・平成28年度 理化学検査の一部外部委託開始 ・平成30年度 旅館業法施行令の改正による旅館業許可基準の緩和							
議 会 質 問 の 状 況	【令和元年度9月議会】 改正旅館業法及び住宅宿泊事業法施行から1年余り経過した現在の課題と今後の展望について 【令和2年度11月議会】旅館業法と建築基準法の関係について 【令和4年度2月議会】旅館業及び住宅宿泊事業の管理運営について							
そ の 他 特 記 事 項	平成24年度から各区が条例により独自規制を行っているが、他区との定期的な情報交換は継続して行っている。							

予算・決算額推移（単位：千円）		3 0 年 度	令和元年度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度
予算現額（事業費）		1,492	2,729	1,884	1,203	1,503	1,526
A.決算額（令和5年度は見込み）		1,123	1,177	1,058	949	1,044	1,526
財 源	国						
	都						
	その他	3,473	5,524	3,570	2,315	2,924	1,526
一般財源		-2,350	-4,347	-2,512	-1,366	-1,880	0
執行率（％）		75.3%	43.1%	56.2%	78.9%	69.5%	100.0%
B.人コスト			32,330	38,817	35,183	29,444	
総事業決算額（A+B）		1,123	33,507	39,875	36,132	30,488	
予算書P（令和5年度）		p195 3-2,p196 3-5		執行実績報告書P（令和4年度）		P134-2,P135-5	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	検査用品等購入	177	需用費	検査用品等購入	216	需用費	検査用品等購入	265
委託料	検査委託	452	委託料	検査委託	509	委託料	検査委託	941
負担金補助及び交付金	環境衛生協会補助金	320	負担金補助及び交付金	環境衛生協会補助金	320	負担金補助及び交付金	環境衛生協会補助金	320

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	各施設から採取する衛生検査の検体数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		300	令和7年度	目標	300	300	300	300
				実績	300	285	293	256
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	300	300	300	300	300	300
		実績	144	220	241			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	法に基づく営業施設の適正管理等が維持されているかを確認するための監視活動指標である。また、実績から目標値を設定した。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	区内営業施設が原因のレジオネラ症患者発生数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	不適正な維持管理を未然に防止させ、重篤な健康被害を生じさせないようにすることが目的であるため。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	健康被害防止のための監視制度は、法制度の骨格として重要な位置を占めている。本事業は、法令で定められた区が実施すべき事業であり、経費の増大もなく効率的である。大きな健康被害の発生は未然に防止され、生活衛生の安全が確保されているため、法改正や社会的状況の変化がない限り、事業内容の変更はない。

課題・問題点
ポストコロナの到来により宿泊施設の需要が増えていることに伴い、旅館業及び住宅宿泊事業の施設数が増加している。これらの事業者には法令遵守と自主的な衛生管理の徹底を指導していく必要がある。 また、環境衛生関係施設における衛生的な維持管理技術が時代とともに高度化・多様化しており、監視員の資質向上とさらなる人材育成が求められる。

補助金名称	環境衛生協会自治指導事業助成				主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区保健衛生事業補助金交付要綱				生活衛生課・生活環境係	
補助概要	環境衛生関係法令等の対象となる営業者の組織する協会に対し、要綱に基づき防疫事業及び衛生教育事業に対して補助金を交付している。				03-5608-6939	
目的	法令等の趣旨に基づく環境衛生の向上を目的とした自主的保健衛生活動を助長することで、区民生活の安定に寄与している。					
対象	墨田区環境衛生協会					
基準	区独自基準					
補助条件	補助金対象事業 ・環境衛生優良施設表彰式の実施 ・親子アタマジラミ予防教室の実施 ・東京都環境衛生協会「環境フェスティバル」の実施 ・「ポイ捨て撲滅」キャンペーンの実施 ・墨田区環境衛生協会研修会の実施 ・自治指導員活動衛生巡回指導の実施 ・その他、防疫事業又は衛生教育事業					
経過	開始年度	昭和54年		終了予定		
	（補助金額の経緯） 交付対象の団体は、平成18年度までは2団体で、平成19年度からは統合されて1団体となった。 平成元年度 120,000×2 平成7～9年度 200,000×2 平成10年度 190,000×2 平成11年度 180,000×2 平成12～18年度 160,000×2 平成19年度～ 320,000					
議会質問の状況	特になし					
その他特記事項	令和3年度時点 12/23区で実施					

予算・決算額推移（千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額（事業費）		320	320	320	320	320	320
決算額（令和5年度は見込み）		320	320	320	320	320	320
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		320	320	320	320	320	320
執行率（％）		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

補 助 金 の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	環境衛生協会全体講習会参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		150	令和7年度	目標	110	110	110	110
				実績	93	100	77	72
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	130	130	130	130	130	150
		実績	0	0	42			
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		営業施設の衛生責任者としての自覚を促すとともに、自主衛生管理の普及啓発を行うことが営業施設に起因する事故防止につながるため。目標値は会員の7割参加を目指して設定した。						
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	営業施設に起因する危害発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		本事業は、施設経営者の自主的な保健衛生活動を助長し、施設に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民生活の安定を図ることが目的であるため。危害防止の観点から目標値は0とした。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	自主的保健衛生活動と区民生活の安定に寄与するために運用されており、現状維持のまま継続する。

課題・問題点
令和4年度は、全体講習会は3年ぶりに開催することができたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため計画されていた衛生教育事業は中止となった。地域の環境衛生水準の維持・向上のためには、環境衛生協会との連携を密にし、自主的な保健衛生活動へのサポートを継続していく必要がある。

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事 業 名	動物の愛護と管理					8
目 的	飼い犬の登録を推進し、狂犬病予防注射の実施率を向上させるとともに、動物由来の感染症の予防とまん延の防止をすすめる。また、動物の愛護及び適正管理の普及啓発を通じて、人と動物の共生する社会の実現を目指す。					主管課・係（担当）
						生活衛生課・生活環境係
						03-5608-6939
対 象 者	区民					
根 拠 法 令	狂犬病予防法					
関 連 計 画	動物の愛護及び管理に関する法律					
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤12 会計年度任用1・秋永動物病院ほか	
事 業 内 容	・狂犬病予防法に基づく事務及び飼い犬の狂犬病予防注射の実施率向上のための啓発 ・ペットに起因する動物由来感染症の予防とまん延防止の普及啓発 ・写真展の開催等による動物愛護の普及啓発 ・動物飼養者の適正管理の普及啓発 ・飼い主のいない猫による生活環境悪化防止のための減数対策					
経 過	開始年度	昭和50年度			終了予定	
	・昭和50年 東京都からの事務移管により実施 狂犬病予防注射については、現在も23区中で高い注射率を誇っている。 ・平成11年度から犬のしつけ方教室（講義編）を実施、平成15年からは実技編も合わせて実施している。 ・平成18年7月 飼い主のいない猫の繁殖抑制のため、飼い主のいない猫不妊手術等費用助成を開始 ・平成25年度から夏休みの児童館等において児童を対象とした動物愛護教室を開催している。 ・令和2年4月 飼い主のいない猫不妊手術等費用助成を町会・自治会に対して拡充					
議 会 質 問 の 状 況	・飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成に関して、助成額の引き上げと、東京都の包括補助事業への申請を行うことについて陳情があり、令和元年9月に採択された。 [令和4年決算特別委員会]区のボランティア団体への支援について					
そ の 他 特 記 事 項	狂犬病については、現在、国内での感染は発生していないものの、近隣国ではまん延し続けており、海外で感染後に国内で発症し死亡する事例も出ている重篤な感染症である。犬の登録と狂犬病予防注射は法で飼い主の義務として規定されている。また、動物の適正管理の普及啓発は地域の実情とのバランスも重要である。 なお、令和4年6月から、動物の愛護と管理に関する法律によるマイクロチップの装着と情報登録をした犬は、狂犬病予防法による区への犬の登録申請をしたものとみなされ、その分の犬の登録手数料の減少が見込まれる。					

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		3,628	3,486	4,248	3,997	4,185	3,806
A.決算額（令和5年度は見込み）		2,891	2,525	3,239	2,692	3,076	3,806
財源	国						
	都			949	686	878	933
	その他	5,026	5,137	5,225	5,523	4,325	1,940
一般財源		-2,135	-2,612	-2,935	-3,517	-2,127	933
執行率（％）		79.7%	72.4%	76.2%	67.4%	73.5%	100.0%
B.人コスト			16,602	18,963	17,591	13,904	
総事業決算額（A+B）		2,891	19,127	22,202	20,283	16,980	
予算書P（令和5年度）		p195 2-1,2		執行実績報告書P（令和4年度）		P134-1,2	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和３年度（決算）			令和４年度（決算）			令和５年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	犬鑑札・パンフレット等の印刷	714	需用費	犬鑑札・パンフレット等の印刷	601	需用費	犬鑑札・パンフレット等の印刷	1,214
役務費	狂犬病予防注射通知等郵送	692	役務費	狂犬病予防注射通知等郵送	731	役務費	狂犬病予防注射通知等郵送	852
負担金補助及び交付金	飼い主のいない猫不妊手術費用助成	1,287	負担金補助及び交付金	飼い主のいない猫不妊手術費用助成	1,655	負担金補助及び交付金	飼い主のいない猫不妊手術費用助成	1,650

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	狂犬病予防注射済票交付率				単 位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		80	令和7年度	目標	80	80	80	80
				実績	77	77	77	75
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	80	80	80	80	80	80
		実績	69	73	69			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	国内での狂犬病発生時にまん延防止が可能となる接種率を維持することが必要なため。まん延防止として、飼い犬の70%の予防接種率が求められていることから設定した。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	狂犬病等のペットに起因する重篤な感染症発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	狂犬病をはじめとした動物由来感染症の予防とまん延防止が法の目的のため。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	法改正や社会状況の変化がない限り事業内容の大きな変更はなく、引き続き狂犬病予防注射の接種率向上に努めていく。

課題・問題点
海外と人の人や物の流れが活発になるにつれて、国内への動物由来感染症の流入と、その後の流行拡大が早まるおそれがある。その予防対策のため、さらなる普及啓発や他自治体との連携も必要である。 令和4年6月から、改正動物愛護管理法の施行に伴い、販売される犬猫へのマイクロチップ装着及び情報登録が義務化され、その犬の情報が区に通知されて狂犬病予防法に基づく犬の登録申請をしたものとみなされることとなった。潜在的な未登録犬は減少したと思われるが、さらに狂犬病予防注射率の接種率向上をさせる必要がある。

補助金 名 称	飼い主のいない猫不妊等手術費用助成				主管課・係（担当）	
根 拠 法 令	墨田区飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成事業実施要綱				生活衛生課・生活環境係	
補 助 概 要	飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、生活環境への被害や迷惑を未然に防止しながら、良好な生活環境の保持及び人と動物との調和のとれた社会の実現を目指す地域の自主的活動の支援のため、要綱に基づき区内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の費用の一部を助成する。				5608-6939	
目 的	良好な生活環境の保持及び動物愛護思想の普及を図るとともに、区民の地域活動を支援し、人と動物の調和のとれた共生社会の実現を目指す。					
対 象	区内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる町会、自治会または区民					
基 準	区独自基準					
補 助 条 件	（令和２年度から） ・区内に生息する飼い主のいない猫に、区内で開業する獣医師により不妊手術等を受けさせた場合、次のとおり費用を助成する。 町会・自治会の場合 オス猫11000円、メス猫22000円を上限に手術費用を助成 区民の場合 オス猫 6000円、メス猫12000円を上限に手術費用の11分の6を助成 （令和元年度まで） ・区民が区内に生息する飼い主のいない猫に、区内で開業する獣医師により不妊手術等を受けさせた場合に、手術費用の2分の1（オス猫5000円、メス猫10000円を上限）を助成する。					
経 過	開始年度	平成18年度		終了予定		
	墨田区飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成事業実施要綱に基づき、平成18年7月より実施。予算額は当初250万円であったが、申請数・実施率が上昇し、平成22年度までに360万円まで増額。その後、手術する猫は減少傾向にあり、平成26年度から予算も減額している。飼い主のいない猫が減ってきていると考えられる。令和2年度から、さらなる飼い主のいない猫対策と地域での取り組みを推進するため、町会・自治会での取り組みについての助成額を大きく増額した。					
議 会 質 問 の 状 況	・飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成に関して、助成額の引き上げと、東京都の包括補助事業への申請を行うことについて陳情があり、令和元年9月に採択された。					
そ の 他 特 記 事 項	良好な生活環境保持と動物愛護の双方の視点から、全国的にも主流となっている手法である。平成25年度より、猫の不妊手術等に関する助成事業を23区全区において実施している。					

予算・決算額推移（千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額（事業費）		1,650	1,650	2,200	2,275	2,255	1,650
決算額（令和5年度は見込み）		1,460	1,219	1,519	1,287	1,655	1,650
財源	国						
	都			756	643	827	825
	その他						
一般財源		1,460	1,219	763	644	828	825
執行率（％）		88.5%	73.9%	69.0%	56.6%	73.4%	100.0%

補助金の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	助成金を受けて取り組んでいる場所				単位	箇所
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		800	令和7年度	目標	550	590	630	660
				実績	532	567	603	635
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	690	720	740	760	780	800
		実績	666	687	720			
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		飼い主のいない猫への対応方法が広く周知されることにより、助成金を活用した地域における自主対策の取組状況を把握する指標として選択。目標値はこれまでの実績値から設定している。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	飼い主のいない猫による生活環境悪化に関する苦情件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		35	令和7年度	目標	50	50	50	45
				実績	74	59	81	68
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	45	45	40	40	40	35
		実績	60	49	46			
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		自主的対策が進むことで、飼い主のいない猫による生活環境への被害や迷惑を訴える区民が減少し、人と動物の調和のとれた生活環境が保持されると判断できるため。これまでの実績値と活動指標を参考に目標値を設定している。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	良好な生活環境保持と動物愛護の双方の視点から、全国的にも主流となっている本助成制度は広く認知されてきており、継続していく必要がある。 令和2年度から、助成対象と助成額の変更を行ったため、今後の助成金申請状況を見極めていく必要がある。

課題・問題点
不妊去勢手術によって飼い主のいない猫の繁殖を抑えることは重要である。しかし、現状では地域での理解が得られずトラブルになるケースもある。 区民が飼い主のいない猫による生活環境被害を地域の環境問題ととらえて、地域における自主的かつ主体的な活動として対策に取り組んでいくことが重要である。

施策	策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位		
事業名		エイズ対策						9	
目的	HIV検査の実施により、感染者を早期に発見し治療に結びつけ、エイズ発病や重症化予防、感染拡大を防止することができることから、区民の健康維持に大きく寄与する。						主管課・係（担当）		
							保健予防課・感染症係		
							03-5608-6191		
対象者		検査を希望する者							
根拠法令 関連計画		墨田区保健所エイズ及び性感染症相談・検診事業実施要領							
実施基準		区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤3・会計年度任用1・江東微生物研究所			
事業内容		後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針等に基づき、HIV及び性感染症の検査・相談を月に1回無料・匿名で実施している。また、性感染症に関する正しい知識の普及啓発のため、冊子の配布、講演会の開催、区報、ホームページ等での情報発信を行っている。(令和3年度及び令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により講演会中止。)							
経過	開始年度		平成12年4月1日			終了予定			
	・平成28年4月1日から、淋菌及びクラミジア抗体検査を廃止 ・令和2年度より検査日及び結果日を変更 検査日：第2木曜日→第1木曜日 結果日：第4木曜日→第3木曜日								
議会質問 の状況		特になし							
その他 特記事項		(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 令和3年度より 検査日：毎月原則第1木曜日 結果日：毎月原則第3木曜日 12月は、即日検査実施(HIV検査のみ)							

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		737	933	862	833	797	820
A.決算額（令和5年度は見込み）		698	634	351	473	572	820
財源	国	321	321	327	363	280	403
	都						
	その他						
一般財源		377	313	24	110	292	417
執行率（％）		94.7%	68.0%	40.7%	56.8%	71.8%	100.0%
B.人コスト			5,243	4,411	4,398	6,566	
総事業決算額（A+B）		698	5,877	4,762	4,871	7,138	
予算書P（令和5年度）		P184-5		執行実績報告書P（令和4年度）		P122-5	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報償費	医師・看護師等への報償金	300	報償費	医師・看護師等への報償金	395	報償費	医師・看護師等への報償金	452
需用費	消耗品等	104	需用費	消耗品等	25	需用費	消耗品等	90
委託料	HIV・梅毒検査の委託	70	委託料	HIV・梅毒検査の委託	143	委託料	HIV・梅毒検査の委託	278

事業成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	HIV検診実施回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		12	37	目標		12	12	12
				実績	12	12	12	12
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	12	12	12	12	12	12
		実績	8	9	12			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	感染の心配のある方が気軽に検査を受けられるように、無料・匿名・予約なしで検査を実施している。受診しやすいよう、定期的に検査を実施する必要がある。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	HIV検査実施人数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		200	37	目標		160	165	170
				実績	149	142	142	136
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	175	180	185	190	195	200
		実績	51	48	112			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	検診のPRに努めることで、より多くの方に検査を受けていただく。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	無料・匿名のHIV検査は全国の保健所で実施されており、国内でのHIVの感染拡大を防止するため、区としても継続して検診を実施する必要がある。今後とも、様々な媒体を活用してエイズ検診の周知を行い、受診者数を増やしていく。

課題・問題点
HIV検査・性感染症検査の受検者数は横ばい状態であり、性感染症等の正確な知識の普及と早期発見・早期治療を徹底するため、引き続き検診の周知が必要である。また、本区のHIV・性感染症検査は、採血から結果返却まで2週間必要としており、即日検査を希望する受検者のニーズに応えることが困難である。

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事 業 名	薬事監視、薬事検査事業					10
目 的	薬局等による医薬品等の保管管理、情報提供等を適正に行わせることにより、保健衛生上問題のない医薬品等の供給を徹底させる。また、毒物劇物販売業者等による毒物劇物の保管管理等を適正に行わせることにより、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止する。					主管課・係（担当）
						生活衛生課・生活環境係
						03-5608-6939
対 象 者	薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、また、毒劇物販売業者及び業務上取扱者					
根 拠 法 令	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律					
関 連 計 画	・毒物及び劇物取締法 ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法					
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤9、委託先：東京都健康安全研究センター、株式会社日本シーシーエル	
事 業 内 容	● 医薬品等に関する監視指導の実施 薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者といった流通過程の全般にわたり、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な方策を講じさせるよう、都区間で十分調整しながら、立入検査等の監視指導を実施する。 ● 毒物劇物に関する監視指導の実施 毒物劇物の販売業者及び業務上取扱者に対して、毒物劇物の流出・飛散事故や盗難等を未然に防止するために必要な方策を講じさせるよう、都区間で十分調整しながら、立入検査等の監視指導を実施する。					
経 過	開始年度	平成9年度			終了予定	
	● 医薬品等に関する監視指導 [平成9年度～] 医薬品販売業（一般販売業（卸売販売業を除く）、特例販売業）の許可事務及び監視指導【法移管】 [平成17年度～] 薬局等11業種の許可事務及び監視指導【特例条例】 [平成24年度～] 薬局等11業種のうち薬局関係【法移管】 [平成21年6月～平成24年5月] 医薬品販売制度の改正（一般販売業等が店舗販売業へ移行）【法改正】 [平成27年度～] 高度管理医療機器販売業等の許可事務及び監視指導【法移管】 [平成28年10月～] 健康サポート薬局の届出制度開始 ● 毒物劇物に関する監視指導 [平成12年10月～] 毒物劇物販売業の登録事務及び監視指導【法移管】 [平成24年度～] 毒物劇物業務上取扱者の届出事務及び監視指導【法移管】 [令和元年度～] 業務上取扱者の廃水検査を外部委託					
議 会 質 問 の 状 況	[令和元年度2月議会] 台風等風水害発生時における毒劇物の保管管理について					
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 23/23区で実施 法令等で定められた範囲内において、都区間で十分調整しながら事業を実施しているため、各区で大きな差異はない。					

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		1,553	1,955	1,855	1,801	1,800	1,800
A.決算額（令和5年度は見込み）		1,079	847	1,279	867	1,056	1,800
財源	国						
	都						
	その他	2,310	2,029	1,553	2,481	2,313	1,043
一般財源		-1,231	-1,182	-274	-1,614	-1,257	757
執行率（％）		69.5%	43.3%	68.9%	48.1%	58.7%	100.0%
B.人コスト			11,359	16,762	16,712	12,268	
総事業決算額（A+B）		1,079	12,206	18,041	17,579	13,324	
予算書P（令和5年度）		p196-3		執行実績報告書P（令和4年度）		P134-3	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和３年度（決算）			令和４年度（決算）			令和５年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	書籍等	165	需用費	書籍等	160	需用費	書籍等	172
委託料	検査委託	703	委託料	検査委託	896	検査委託	委託料	1,628

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	薬事関係施設監視指導件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		200	令和7年度	目標	200	200	200	200
				実績	264	238	204	247
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	200	200	200	200	200	200
		実績	270	274	426			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	薬事関係施設監視指導件数を一定以上維持し、保健衛生上の危害防止につながるため。また、事業者からの申請件数の増減や、許可更新時期の集中により変動はあるが、実績を考慮し目標値を設定した。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	薬事関係法規違反件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	2	9	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	1	0			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	保健衛生上の危害につながる薬事関係法規違反を発生させない事が目的であるため。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	区内のみならず、国内全域における医薬品等の適正な流通及び使用の確保を図るため、全国の自治体がこの事業を担う必要があり、今後も事業を継続していく。

課題・問題点
常に最新の専門知識が求められる事業であり、監視指導に携わる職員の資質向上とさらなる人材育成が重要である。また、事業者による事業展開や商品流通が多様化、広域化しており、他の自治体との連絡を密にし、連携を図る必要がある。検査業務については、委託先との連絡を密に行う。

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事 業 名	家庭用品監視					11
目 的	家庭用品に含まれている化学物質による健康被害を未然に防止する。					主管課・係（担当）
						生活衛生課・生活環境係
						03-5608-6939
対 象 者	家庭用品(主に、繊維製品及びエアゾール製品)の販売業者、製造業者、輸入業者					
根 拠 法 令	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律					
関 連 計 画						
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤9、委託先：一般社団法人東京都食品衛生協会	
事 業 内 容	区民等が日常使用する繊維製品やエアゾール製品等の家庭用品は、化学物質を数多く含有している。これらの物質による健康被害を防止するため、区内の販売店において規制対象品の試買検査を行う。また、その結果により、違反業者に対しては回収及び改善等の監視指導を行う。					
経 過	開始年度	平成12年度			終了予定	
	[平成12年度～] 家庭用品監視指導[法移管] [平成28年度～] 家庭用品の検査を外部委託					
議 会 質 問 の 状 況	特になし					
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 23/23区で実施 法令に基づき事業を実施しているので各区で大きな差異はない。ただし、検査を行う規制物質の項目等は各区の状況による。なお、安全基準が定められていない家庭用品についても、重大な健康被害を発生している場合は回収命令等の対象となり、新たに規制物質として指定されることもあるため、社会状況や法改正の動向にも注視する。					

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		629	629	728	509	509	509
A.決算額（令和5年度は見込み）		417	419	433	301	352	509
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		417	419	433	301	352	509
執行率（％）		66.3%	66.6%	59.5%	59.1%	69.2%	100.0%
B.人コスト			2,621	3,529	3,518	2,454	
総事業決算額（A+B）		417	3,040	3,962	3,819	2,806	
予算書P（令和5年度）		p196-4		執行実績報告書P（令和4年度）		P135-4	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和３年度（決算）			令和４年度（決算）			令和５年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	試買経費	51	需用費	試買経費	48	需用費	試買経費	60
委託料	検査委託	250	委託料	検査委託	304	委託料	検査委託	449

事業成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	家庭用品の試買(買い上げ)検査				単 位	項目
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		60	令和7年度	目標	80	80	80	80
				実績	79	79	79	79
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	80	60	60	60	60	60
		実績	79	55	55			
	安全な家庭用品が流通していることを確認するための監視活動の指標であるため。各年度、検査の計画数から目標値を設定している。計画数と違反検体検査数の合計が実績となる。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	試買検査で違反のあった件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	健康被害の原因となる有害物質を含有する違反品を流通させないことが目的であるため。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	区内のみならず、国内全域における有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防止するため、全国の自治体がこの事業を担う必要があり、今後も事業を継続していく。

課題・問題点
専門知識が求められる事業であり、監視指導に携わる職員の資質向上とさらなる人材育成が重要である。また、家庭用品の流通が多様化、広域化しており、他の自治体との連絡を密にし、連携を図る必要がある。 検査業務については、委託先との連絡を密に行う。 違反品の発生状況や社会情勢を踏まえ、適宜、事業の規模等を見直す必要がある。

施 策	策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事 業 名	除細動器 (A E D) 設置管理費					12
目 的	区民が、心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備えることによる安全と安心の確保					主管課・係（担当）
						保健計画課保健計画担当 03-5608-6189
対 象 者	区民					
根 拠 法 令	墨田区自動体外式除細動器(AED)貸出要領					
関 連 計 画						
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2名	
事 業 内 容	区施設等への自動体外式除細動器(AED)を設置し、区民の救命救急に備えるとともに、救命救急活動の充実を図る。					
経 過	開始年度	平成17年度			終了予定	—
	平成16年8月に一般市民のAED使用が認められたことを受け、平成17年度から区民が心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備え、区施設等にAEDの設置を開始した。平成21年度より、区民が参加する各種行事における健康危機管理に寄与するため、貸出し機を常備している。					
議 会 質 問 の 状 況	【令和3年12月区民福祉委員会】 AEDのコンビニエンスストアへの設置について					
そ の 他 特 記 事 項						

予算・決算額推移(単位:千円)		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額(事業費)		9,182	9,390	9,850	10,706	6,756	9,562
A.決算額(令和5年度は見込み)		9,127	9,225	9,775	10,268	6,749	9,562
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		9,127	9,225	9,775	10,268	6,749	9,562
執行率(%)		99.4%	98.2%	99.2%	95.9%	99.9%	100.0%
B.人コスト			2,621	1,764	1,759	1,636	
総事業決算額(A+B)		9,127	11,846	11,539	12,027	8,385	
予算書P(令和5年度)		P181-9		執行実績報告書P(令和4年度)		P119-10	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和３年度（決算）			令和４年度（決算）			令和５年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	交換部品	1	需用費	交換部品	4	需用費	交換部品	16
委託料	収納ボックス設置委託	39	使用料及び賃借料	リース費用	6,745	使用料及び賃借料	リース費用	9,546
使用料及び賃借料	リース費用	10,228						

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	イベント等へのAED貸出件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		40	R7	目標	30	30	30	30
				実績	27	36	26	28
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	30	30	30	30	40	40
		実績	3	5	34			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	イベントにおけるAED設置の必要性や貸出件数を把握することは認知度の指標が実績となるため。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	区施設のAED設置数				単 位	台
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		119	R7	目標	119	119	119	119
				実績	112	117	118	119
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	119	119	119	119	119	119
		実績	118	119	125			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	AEDの設置を指標とすることは、区民をはじめとした施設利用者に対する安心・安全の確保につながるため。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	区施設への設置に必要な台数については、リース契約(維持管理含む)にて確保している。しかし、夜間において利用できるAEDの設置等が課題となっている。そのため、日本救急医療財団のAEDマップを活用しながら、民間施設の設置状況についても、区民に対してより一層周知していく。

課題・問題点
・24時間利用できるAEDの設置場所の確保とAEDの設置場所を区民に周知していく必要がある。

施策	策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位	
事業名			環境保健事業				13	
目的	大気汚染の影響による健康被害を予防するために実施するものであり、これにより地域住民の健康の確保・回復を目的とする。				主管課・係（担当）			
					保健計画課保健計画担当			
					03-5608-6190			
対象者		公害健康被害の補償等に関する法律により認定された被認定者及び区内在住で呼吸器疾患などの症状をもつ者						
根拠法令		公害健康被害の補償等に関する法律第46条及び68条						
関連計画		公害健康被害の補償等に関する法律施行令第25条						
実施基準		法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	職員2名、墨田区水泳連盟		
事業内容		ぜん息等の症状を良好にコントロールすることを目的に、デイキャンプ、水泳教室、音楽教室、呼吸リハビリテーション教室、アレルギー講演会といった事業を実施している。呼吸リハビリ体操や腹式呼吸、ぜん息等アレルギーに関する知識の習得を通じて、自己管理の一助とする。 また、被認定者のインフルエンザ予防接種費用（自己負担分）の助成や、区内在住の被認定者（3級以上）の自宅を訪問し、保健指導及び日常生活指導を行っている。						
経過	開始年度	昭和63年度			終了予定			
	法令に基づき、水泳教室・音楽教室・リハビリテーション教室・アレルギー講演会を実施している。デイキャンプについては、昭和63年度より転地療養の一環で「宿泊型のキャンプ」として実施してきたが、近年の薬の開発などで発作や入院をする児童などが減少してきたため、平成27年度より「デイキャンプ」として実施している。 平成22年度より、被認定者対象に新型インフルエンザ予防接種費用助成を実施。翌23年度より、公害福祉事業の実施についての一部改正により、年齢や季節性新型の種別を問わず、費用助成の対象となり、これを受け、64歳以下の被認定者へのインフルエンザ予防接種費用助成を実施。							
議会質問の状況		特になし						
その他特記事項								

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		5,023	5,008	1,018	2,841	4,396	4,415
A.決算額（令和5年度は見込み）		4,404	4,248	764	1,517	3,432	4,415
財源	国						
	都						
	その他	4,070	3,848	634	1,274	3,216	4,136
一般財源		334	400	130	243	216	279
執行率（％）		87.7%	84.8%	75.0%	53.4%	78.1%	100.0%
B.人コスト			5293	5,293	7,036	8,997	
総事業決算額（A+B）		4,404	9,541	6,057	8,553	12,429	
予算書P（令和5年度）		P187-3		執行実績報告書P（令和4年度）		P126-3	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和３年度（決算）			令和４年度（決算）			令和５年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報償費	講師謝礼等	195	報償費	講師謝礼等	1,413	報償費	講師謝礼等	1,054
需用費	消耗品費等	321	普通旅費	出張費等	2	普通旅費	出張費等	23
役務費	通信運搬料等	76	需用費	消耗品費等	41	需用費	消耗品費等	215
委託料	家庭療養指導委託	486	役務費	通信運搬料等	262	役務費	通信運搬料等	445
使用料及び賃借料	会場・設備使用料	2	委託料	水泳指導委託等	1,117	委託料	水泳指導委託等	1,879
扶助費	インフルエンザ予防接種助成費用	437	使用料及び賃借料	会場・設備使用料等	254	使用料及び賃借料	会場・設備使用料等	268
			扶助費	インフルエンザ予防接種助成費用	343	扶助費	インフルエンザ予防接種助成費用	531

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	デイキャンプ参加者数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		30	R7	目標	30	30	30	30
				実績	15	11	9	12
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	30	30	30	30	30	30
		実績	0	6	15			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	公害健康被害の補償等に関する法律第68条の規定に基づき、公害健康被害予防事業として実施しているものであり、事業の周知及び参加者の拡大を図る。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	大気汚染障害者認定者数等(0～17歳)				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		30	R7	目標	100	100	100	100
				実績	104	59	43	38
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	100	50	50	40	40	30
		実績	27	19	14			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	大気汚染障害者認定者数等(0～17歳)を指数とし、認定者数の減少を図る。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	民間への委託化などにより、対象者が参加しやすく、より効果的なプログラムを検討していく。

課題・問題点
呼吸器疾患などの症状をもつ患者の把握が難しく、事業の周知方法などを検討する必要がある。

施 策	策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事 業 名	公衆浴場衛生設備助成						14
目 的	区内で公衆浴場を営む者に対し、公衆浴場の衛生、風紀等に必要な措置等を講ずるための設備を改善するための資金の一部を助成することにより、公衆浴場の経営安定を図り、もって区民の保健衛生の維持向上に資することを目的とする。						主管課・係（担当）
							生活衛生課生活環境係
							03-5608-6939
対 象 者	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田支部加入の営業者						
根 拠 法 令 関 連 計 画	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金助成要綱						
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤1人		
事 業 内 容	区内で公衆浴場を営む者に対して、次の浴場衛生設備等を改善するための資金の一部を助成する。（1浴場85万円を限度、ただし交付総額は予算の範囲内） (1)衛生及び風紀に必要な措置等を講じるために行う設備改善費 (2)区民の交流の促進若しくは健康の増進に寄与し、又は観光の拠点に資すると区長が認める設備改善経費						
経 過	開始年度	昭和56年度			終了予定		
	・昭和56年5月 公衆浴場衛生設備の改善助成要綱 制定(区) ・昭和56年6月 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 制定(国) ・平成22年4月 対象項目拡大(衛生・風紀に必要な設備、バリアフリー・耐震改修等) ・平成25年4月 助成額の増額(60万限度) ・平成28年4月 助成額の増額(70万限度)、対象項目拡大(観光の拠点等) ・令和 5年4月 助成額の増額(85万限度)						
議 会 質 問 の 状 況	[令和3年度決算特別委員会] ガス化した公衆浴場への燃料補助について						
そ の 他 特 記 事 項	令和4年度までは保健計画課が所管。令和5年度から生活衛生課へ事務移管した。						

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,950
A.決算額（令和5年度は見込み）		4,900	5,600	5,428	4,900	4,900	5,950
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		4,900	5,600	5,428	4,900	4,900	5,950
執行率（％）		87.5%	100.0%	96.9%	87.5%	87.5%	100.0%
B.人コスト			1748	1,748	1,748	818	
総事業決算額（A+B）		4,900	7,348	7,176	6,648	5,718	
予算書P（令和5年度）		P196-6		執行実績報告書P（令和4年度）		P135-6	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
負担金補助及び交付金	公衆浴場衛生設備等改善	4,900	負担金補助及び交付金	公衆浴場衛生設備等改善	4,900	負担金補助及び交付金	公衆浴場衛生設備等改善	5,950

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	助成浴場数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		8	R7	目標	8	8	8	8
				実績	8	8	7	8
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	8	8	8	8	8	8
		実績	8	7	7			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区内公衆浴場の衛生設備等が改善されている状態を把握できる。目標数は、各浴場の衛生設備等の改善が3年に1回程度行われている件数とした。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	区内の公衆浴場数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		20	R7	目標	20	20	20	20
				実績	20	19	19	19
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	20	20	20	20	20	20
		実績	18	18	18			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	公衆浴場の経営の安定と保健衛生の維持向上が目的であり、公衆浴場数を指標とし、その維持を目標値とした。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	・区の事業で目的等が重複するものはなく、コスト面も補助金のみである。 ・今後も公衆浴場の衛生、風紀等に必要な措置を講ずるための設備資金を助成することで公衆浴場の経営の安定を図り、区民の保健衛生の維持向上に資する。

課題・問題点
公衆浴場の確保については、営業者の経営の安定のほか、後継者問題、地域特性による潜在的な利用者数の多少等、様々な課題がある。

補助金名称	墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金				主管課・係（担当）	
根拠法令	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律、墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金助成要綱				生活衛生課生活環境係	
補助概要	区内で公衆浴場を営む者に対して、浴場衛生設備等を改善するための資金の一部を助成する。（１浴場85万円を限度、ただし交付総額は予算の範囲内）				03-5608-6939	
目的	区内で公衆浴場を営む者に対し、公衆浴場の衛生、風紀等に必要な措置等を講ずるための設備を改善するための資金の一部を助成することにより、公衆浴場の経営安定を図り、もって区民の保健衛生の維持向上に資することを目的とする。					
対象	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田支部加入の営業者					
基準	区独自基準					
補助条件	対象者が行った次の経費を補助する。 （１）衛生及び風紀に必要な措置等を講じるために行う設備改善費 （２）区民の交流の促進若しくは健康の増進に寄与し、又は観光の拠点に資すると区長が認める設備改善経費					
経過	開始年度	昭和５６年度		終了予定		
	・昭和56年5月 公衆浴場衛生設備の改善助成要綱 制定（区） ・昭和56年6月 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 制定（国） ・平成22年4月 対象項目拡大（衛生・風紀に必要な設備、バリアフリー・耐震改修等） ・平成25年4月 助成額の増額(60万限度） ・平成28年4月 助成額の増額(70万限度）、対象項目拡大（観光の拠点等） ・令和 5年4月 助成額の増額(85万限度）					
議会質問の状況	【令和３年度決算特別委員会】ガス化した公衆浴場への燃料補助について					
その他特記事項	令和４年度までは保健計画課が所管。令和５年度から生活衛生課へ事務移管した。					

予算・決算額推移（千円）		３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額（事業費）		5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,950
決算額（令和５年度は見込み）		4,900	5,600	5,428	4,900	4,900	5,950
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		4,900	5,600	5,428	4,900	4,900	5,950
執行率（％）		87.5%	100.0%	96.9%	87.5%	87.5%	100.0%

補助金の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指標	助成浴場数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		8	R7	目標	8	8	8	8
				実績	8	8	7	8
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	8	8	8	8	8	8
		実績	8	7	7			
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		区内公衆浴場の衛生設備等が改善されている状態を把握できる。目標数は、各浴場の衛生設備等の改善が3年に1回程度行われている件数とした。						
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	区内の公衆浴場数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		20	R7	目標	20	20	20	20
				実績	20	19	19	19
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	20	20	20	20	20	20
		実績	18	18	18			
		指標の選定理由及び目標値の理由						
		公衆浴場の経営の安定と保健衛生の維持向上が目的であり、公衆浴場数を指標とし、その維持を目標値とした。						

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	・区の事業で目的等が重複するものはなく、コスト面も補助金のみである。 ・今後も公衆浴場の衛生、風紀等に必要な措置を講ずるための設備資金を助成することで公衆浴場の経営の安定を図り、区民の保健衛生の維持向上に資する。

課題・問題点
公衆浴場の確保については、営業者の経営の安定のほか、後継者問題、地域特性による潜在的な利用者数の多少等、様々な課題がある。

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事 業 名	ねずみ昆虫駆除対策					15
目 的	感染症を媒介する可能性のあるねずみ、昆虫の発生予防と環境防除について普及啓発を行うことで、健康被害を防止し安全な生活環境が確保できている。					主管課・係（担当）
						生活衛生課・生活環境係
						03-5608-6939
対 象 者	区内居住者及び滞在者					
根 拠 法 令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
関 連 計 画	地域保健法					
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤 9名・(公社)墨田区シルバー人材センター	
事 業 内 容	・ねずみの防除方法について、物理的環境防除を中心に具体的方策を周知徹底する。 ・蚊の発生予防については、平常時の蚊の発生予防対策について周知していくとともに、ボウフラの発生源対策として区内の雨水マスへ薬剤を投入する。 ・その他の害虫については、区民に対してその対処方法に関する相談業務を行うとともに、健康影響を考慮し、過剰な薬剤の使用にならないよう、効果的な防除方法を周知していく。 ・平成27年度から区立公園2か所において、感染症媒介蚊のサーベイランスを行っている。					
経 過	開始年度	平成12年度			終了予定	
	・昭和40年 東京都から事務移管（区民部区民課保健係が所管） 昭和22年の墨田区発足以降、事務移管があるまでの期間においても、ねずみ昆虫駆除業務は区で行っていた。 ・平成12年度 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴い、所管となった。 ・平成15年度からボウフラ対策としての雨水マスへの薬剤投入を墨田区シルバー人材センターへ委託している。					
議 会 質 問 の 状 況	特になし					
そ の 他 特 記 事 項	感染症媒介生物を起因とした感染症発生時には広域での対応が必要になるため、特別区と東京都との間で、密に情報交換を行っている。					

予算・決算額推移（単位：千円）		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額（事業費）		6,593	6,957	6,175	6,158	6,545	6,798
A.決算額（令和5年度は見込み）		6,189	4,689	5,883	5,789	6,044	6,798
財源	国						
	都		2,244	2,700	2,700	2,700	2,700
	その他						
一般財源		6,189	2,445	3,183	3,089	3,344	4,098
執行率（％）		93.9%	67.4%	95.3%	94.0%	92.3%	100.0%
B.人コスト			5,243	3,529	3,518	3,272	
総事業決算額（A+B）		6,189	9,932	9,412	9,307	9,316	
予算書P（令和5年度）		P185-8		執行実績報告書P（令和4年度）		P123-8	

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
需用費	殺虫剤の購入	1,639	需用費	殺虫剤の購入等	1,828	需用費	殺虫剤の購入等	2,237
委託料	衛生害虫防除作業委託	4,151	委託料	衛生害虫防除作業委託	4,216	委託料	衛生害虫防除委託	4,561

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	ねずみや昆虫等に関する相談件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		300	令和7年度	目標	600	600	600	600
				実績	582	552	401	413
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	600	400	400	300	300	300
		実績	335	311	328			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	感染症の媒介可能性生物によるヒトの生活圏への侵入状況を把握し、防除方法について指導助言を行う体制を整えることが重要であるため。また、実績から目標値を設定した。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	ねずみや昆虫等に起因する感染症発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	感染症媒介生物による感染症の発生を予防することが事業目的であるため。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	法に基づく感染症まん延防止対策として、感染症の媒介可能性生物の発生抑制と地域環境の実情を把握した対策が重要である上、類似する事業はなく、経費と効果のバランスも良い。感染症の媒介可能性生物に起因する感染症の拡大がなく、環境防除の普及啓発も順調に推移している。

課題・問題点
蚊の発生源対策を行い、感染症の発生、まん延を防止する必要がある。ポストコロナの到来により、訪日外国人数が回復傾向にあり、感染症流行地域から我が国へ病原体が侵入し、デング熱やジカウイルス感染症等の蚊が媒介する感染症の流行が懸念されている。また、地球温暖化やヒートアイランド現象等によって、感染症を媒介する蚊の生息域が拡大している。 蚊媒介感染症流行に備え、職員の検査技術の維持・向上に努めていく。

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事 業 名	食品衛生自主管理推進事業(食品衛生推進員)					16
目 的	飲食に起因する衛生上の危害の発生が未然に防止されており、区民の食に対する安心感が醸成されている。					主管課・係(担当)
						生活衛生課・食品衛生係
						03-5608-6943
対 象 者	食品等事業者及び区内で飲食する区民・来街者					
根 拠 法 令	食品衛生法、墨田区食品衛生推進員設置要綱、墨田区食品衛生監視指導計画					
関 連 計 画						
実 施 基 準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤15名	
事 業 内 容	区民・食品等事業者・行政が協働して食中毒の発生を防止するとともに、地域における食品衛生の向上を図るため、食品衛生推進員を委嘱している。 推進員は、普段から食品等事業者や区民からの相談に応じ助言等を行うほか、区が開催する啓発イベント、研修会へ参加しすることで、知識の習得や啓発活動を行っている。また、食品衛生推進会議では、区の食品衛生監視指導計画に対して提言を行うなど、区の施策立案に貢献している。					
経 過	開始年度	平成10年度			終了予定	
	平成10年度、第1期委嘱(14名、任期2年) 令和4年度、第13期委嘱(14名、任期2年)					
議 会 質 問 の 状 況	特になし					
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 食品衛生推進会議:年3回開催 都知事指定の研修参加:年1回(11月開催)、資質向上を目的として参加する。					

予算・決算額推移(単位:千円)		30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算現額(事業費)		1,330	1,330	1,330	1,327	1,330	1,330
A.決算額(令和5年度は見込み)		1,325	1,315	1,203	1,218	1,235	1,330
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		1,325	1,315	1,203	1,218	1,235	1,330
執行率(%)		99.6%	98.9%	90.5%	91.8%	92.9%	100.0%
B.人コスト			1,764	1,748	1,759	1,636	
総事業決算額(A+B)		1,325	3,079	2,951	2,977	2,871	
予算書P(令和5年度)	P194 1 - 3	執行実績報告書P(令和4年度)			P133-3		

予算・決算の内訳（単位：千円）								
令和3年度（決算）			令和4年度（決算）			令和5年度（予算）		
節	概要	金額	節	概要	金額	節	概要	金額
報酬	推進員報酬	1,163	報酬	推進員報酬	1,170	報酬	推進員報酬	1,260
負担金補助及び交付金	研修会費	55	負担金補助及び交付金	研修会費	65	負担金補助及び交付金	研修会費	70

事業の成果	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	区民及び食品事業者への意識啓発活動回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		168	令和7年度	目標	168	168	168	168
				実績	197	122	149	174
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	168	168	168	168	168	168
		実績	110	80	78			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	委嘱している推進員による意識啓発活動回数が最適である。 目標値は、推進員が毎月1回以上活動していただくことを念頭に設定している。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	食中毒発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	4	4	4	6
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
		実績	5	2	0			
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	本事業の目的から設定している。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は毎年0とする。							

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	新型コロナウイルス感染症の流行の影響により推進員活動回数は減少しているものの、着実に行われており健康危害の未然防止に寄与していると考えている。今後はさらに消費者に対する普及啓発活動の幅を広げていく。

課題・問題点
食品衛生推進員による、区民に対する啓発活動の充実は、食品衛生の向上に寄与している。 メンバーの構成が食品関連事業者や学識経験者に偏っており、消費者団体等に所属する推進員が少なく、消費者目線の意見が出にくくなっている。